

2015 年 8 月 31 日

日本銀行金融市場局

国債補完供給の実務運用の変更について

日本銀行は、国債の市場取引や決済に係るストレス要因を緩和することにより、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、国債決済の円滑確保にも資する観点から、以下の通り、新たに国庫短期証券を国債補完供給の対象に加えることとしました。

1. 売却対象銘柄

日本銀行が保有する国庫短期証券のうち、日本銀行が適当と認める銘柄とします。

2. 銘柄別の売却上限額、連続利用日数および最低品貸料

国庫短期証券の銘柄別の売却上限額および同一銘柄を連続して売却^(注1)できる日数等については、想定される利用形態等を踏まえ、以下の取扱いとします。

	国庫短期証券	(参考) 利付国債
銘柄別の 売却上限額 (注2)	日本銀行が保有する残高（オペ等で売却が決定している金額を除く）の100%または1,000億円のいずれか小さい額	日本銀行が保有する残高（オペ等で売却が決定している金額を除く）の100%または4,000億円のいずれか小さい額
連続利用日数 (注3)	一の売却対象先に対して同一銘柄を連続して売却することができる日数は、原則として最長5営業日	一の売却対象先に対して同一銘柄を連続して売却することができる日数は、原則として最長15営業日
最低品貸料	0.5%	0.5%

(注1) 利回り競争入札を通じた売却を指します（再売却は含みません）。

(注2) 午後オファーの入札については、午前オファーの国債補完供給で売却が決定している金額を除きます。

(注3) 金融市場の情勢等を勘案して日本銀行が必要と認める場合は、延長することがあります。

3. 適用日

本措置は、9月1日以降に実施する国債補完供給より適用します。

以上

<照会先> 日本銀行金融市場局市場調節課

奥野(03-3277-1234)、西澤(03-3277-0055)、足立(03-3277-1284)